

2021年1月4日  
株式会社日本政策金融公庫

## 中小企業者等の海外現地法人に対する融資制度 「クロスボーダーローン」の取扱開始について

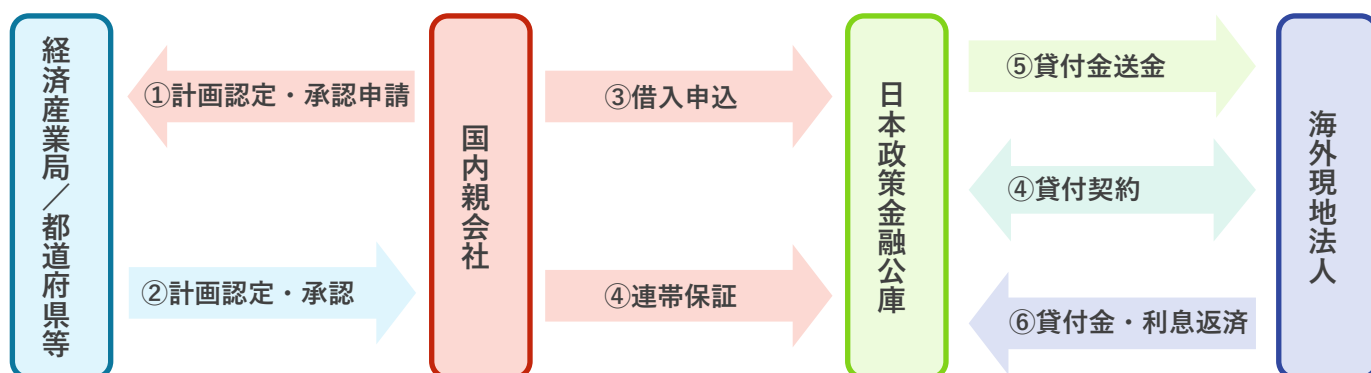
日本政策金融公庫(略称:日本公庫)中小企業事業は、中小企業者等の海外展開に対する新たな支援制度として、「クロスボーダーローン」の取扱いを本日(1月4日)より開始しました。

「クロスボーダーローン」は、海外の構造的変化等に適応するために、国内親会社(中小企業者等)と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人に対して、日本公庫が直接ご融資する制度です。

本制度は、「中小企業成長促進法」(中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律)の成立を受けて、新たに取扱いを開始するものです。

日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも本制度を活用し、中小企業者等の海外展開にかかる円滑な資金調達を支援していきます。

### <本制度のスキーム図>



## 海外展開・事業再編資金（クロスボーダーローン）の概要

ご利用いただける方 (注1)	次の1、2または3のいずれかに当てはまる方 1 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた中小企業の海外現地法人 2 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業の海外現地法人 3 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた中小企業またはみなし中小企業（注2）の海外現地法人
ご利用いただける国・地域	タイ、ベトナム、香港（注3）
ご利用いただける通貨	日本円または米ドル
資金のお使いみち	承認等計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金
融資限度額	別枠14億4千万円（うち長期運転資金9億6千万円）
利率（年）	基準利率 ただし、4億円を限度として特別利率③（注4） ※なお、信用リスク、融資期間及び担保の有無に応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。
ご返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）（注5） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
保証人	国内親会社（中小企業またはみなし中小企業）の連帯保証が必要となります。

（注1）ご利用いただける海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の要件を満たすことが必要となります。詳細については、日本公庫中小企業事業の担当者にお問い合わせください。

（注2）地域経済牽引事業計画の申請時に中小企業であって、同計画の実施期間中に中小企業でなくなった企業。

（注3）タイ、ベトナム、香港に本社及び主たる事務所が所在する海外現地法人が対象となります。なお、香港に所在する企業の場合には、資本金等に一定の要件がございます。

（注4）米ドルの場合は、貸付期間に応じて所定の利率が加算されます。

（注5）米ドルの場合は、貸付期間が15年以内（据置期間2年以内）となります。